

宮城県建設汚泥再生利用指針

(趣旨)

第1 この指針は、建設汚泥の再生利用の重要性を踏まえ、生活環境を保全するとともに、建設汚泥(掘削工事から排出される泥状の掘削物及び泥水のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下同じ。)に規定する廃棄物に該当するもの。以下同じ。)の資源化の推進を図るため、建設汚泥の再生利用を行う際にとるべき安全性の確認の方法及び必要な手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(建設汚泥を再生利用する者の責務)

第2 建設汚泥を再生利用しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成10年宮城県告示第737号)、その他関係法令のほか、この指針に基づいて行わなければならない。

(利用するための手続)

第3 建設汚泥処理土(土質材料として利用するために建設汚泥に薬剤を添加して固化等を行い、土砂状にしたもの。以下同じ。)を利用しようとする者は、原則として、建設汚泥処理土利用計画書(別記様式)を管轄保健所に提出し、必要な指導を受けなければならない。ただし、建設汚泥処理土を購入して利用しようとする場合は、この限りでない。

(利用に当たっての安全性の確認方法)

第4 建設汚泥処理土を利用しようとする者は、次により事前に安全性の確認をしなければならない。

(1) 建設汚泥の有害性評価

建設汚泥について、土壌溶出量調査(平成15年3月6日環境省告示第18号(土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件)に規定する測定方法によるものとする。)及び土壌含有量調査(平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に規定する測定方法によるものとする。)を行い、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第4及び同別表第5に掲げる各特定有害物質ごとの要件(土壌溶出量基準及び土壌含有量基準。以下「評価基準」という。)への適合状況を把握して有害性を評価すること。

(2) 使用薬剤等の評価

建設工事において添加する薬剤，固化処理に使用する薬剤等の建設汚泥に添加する薬剤について，特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。）の規定に基づく化学物質等安全データシート（MSDS）等から成分及びそれらの含有量を明らかにし，評価基準の項目に係る物質の含有量を把握するとともに，次に掲げる物質を使用する場合（評価基準の項目に係る物質を除く）にあつては，物性，吸長期毒性及び長期経口毒性を把握し，有害性を評価すること。

イ 厚生労働省が水道水質基準を見直す際に毒性を評価し基準値を検討した項目（「水質基準の見直しに係る検討対象項目（化学物質）根拠資料一覧」によるもの。以下「水質基準検討対象項目」という。）に係る物質

ロ P R T R法に規定する第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質

(3) 建設汚泥処理土の再生資材としての評価

イ 物理的品質

建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日国土交通省策定。以下同じ。）に適合するものであること。

ロ 化学的品質

建設汚泥の有害性評価で評価基準を超過した物質及び使用薬剤等に含有される物質について，評価基準への適合状況を確認し，評価基準に適合しない場合にあつては，再生利用に適さないものであると判断すること。また，評価基準に適合した場合であっても，使用薬剤等として，水質基準検討対象項目に係る物質，P R T R法に規定する第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質を使用した場合には，想定土壤環境基準（ $A D I (mg/kg/日) \times 体重(kg) \times 寄与率/飲水量(日) \times 吸収率$ により算出されるものをいう。以下同じ。）を設定し，評価の対象とする物質について，実測等により再生資材からの溶出量を把握することにより，想定土壤環境基準への適合状況について確認するとともに，想定土壤環境基準に適合しない場合には再生利用に適さないものであると判断すること。

(4) 建設汚泥処理土の長期的リスク対策の検討

建設汚泥処理土を利用しようとする者は，原則として事前に建設汚泥処理土の長期的な変化を踏まえた安全性を確認した上で利用すること。ただし，建設汚泥処理土利用後の長期的な観点からのリスクが事前に把握できない場合であつて，個別に利用場所の制限又は施工方法の工夫等による適切なリスク対策を行うときは，この限りでない。

(建設汚泥処理土の利用)

第5 建設汚泥処理土の利用に際しては、次のいずれかを満足しなければならない。

(1) 公共工事であり、かつ、設計に次の事項が含まれていること。

- イ 建設汚泥処理土の利用が位置付けられていること。
- ロ 次項に規定する利用方法の基準を満足するものであること。
- ハ 第4の規定により安全性が確認されたものであること。

(2) 次のすべてを満足すること。

- イ 設計に前号イからハまでの事項が含まれていること。
- ロ 一定期間内に当該建設汚泥処理土を利用する土地に工作物を建設する確実な計画があること。
- ハ その他廃棄物の最終処分を目的としていないと認められる適正な理由があること。

2 建設汚泥処理土の利用に当たっては、原則として建設汚泥処理土利用技術基準に基づき行うものとする。ただし、長期的安全性が確認されていない場合は、第4第4号の規定により個別に利用場所の制限又は施工方法の工夫によるリスク対策を行わなければならない。

3 建設汚泥処理土を利用する者は、施工に当たり固化材のメーカー等と共同してデータを取ることができるよう施工するとともに、長期安全のデータを蓄積していくことに努めなければならない。

(準用)

第6 この指針に記載のない事項については、原則として建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通省策定。）、建設汚泥の再生利用に関する実施要領（平成18年6月12日国土交通省策定。）、建設汚泥処理土利用技術基準を準用するものとする。

附 則

この指針は、平成15年11月11日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年1月27日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。